

【主な質疑項目】

1. TPP 対策について
2. 食品の放射性物質の新たな基準値について
3. 戸別所得補償制度について
4. コメの先物取引について
5. 酪農対策について

○山田俊男君

自民党の山田俊男であります。今日は大臣を中心に、大臣の所信に對しまして何点か質疑をさせていただきたい、こんなふうに思います。

まず最初に、大臣の所信で、W T Oについては各国の多様な農業の共存を基本にするというふうに明確に書いてあるし、おっしゃってもおられるわけです。ところが、T P Pについては、御案内のとおり、大臣おっしゃっていますが、交渉参加するわけじゃないと、あくまで情報を得て、あとは国民的な議論に掛けて、その上で結論を得ていくんだと、こういう話でおっしゃっているだけであります。そのための国民的議論の一環として、共同通信に主催させながら、もちろん国が後ろにおいでになるわけですが、主催させながら各地域でシンポジウムを進めているわけですが、果たして情報をきっちり得てつなぐことになっているかどうか、国民的議論を続けていることになっているのかどうか。これ大臣、どんなふうに受け止めておられるかということをお聞きしたいわけです。

○副大臣（岩本司君）

すみません、まず私の方から御答弁申し上げます。これまでの関係国との協議では、六か国、ブルネイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、ペルー、チリから我が国の交渉参加に向けて基本的な支持が得られている一方、米国はパブリックコメントで出されました意見を評価、分析中でありまして、豪州及びニュージーランドとも更なる協議が必要との状況であります。このように、関係国との協議を継続し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努めていく必要がございます。

協議を通じまして得られました情報につきましては、地域シンポジウムや都道府県説明会の開催等により幅広く国民各層に情報提供しているところであります。今後得られる更なる情報につきましても、適切な形で国民への情報提供に努めていく必要があり、その上で十分な国民的議論を踏まえ、T P P交渉参加についての結論を得ていくことが重要と考えております。

○山田俊男君

岩本副大臣にしっかりおっしゃっていただいたわけですが、シンポジウムでどういう話になっているかと言った、その典型なんですよ、岩本副大臣の言いぶりといいますか、結局は。だから、出ておられますよ、石田副大臣、さらには古川大臣、出ておいでになるわけですが、結局は、もう本当に表座敷の形式的な話しか言っていない。だから、一体政府は何を情報を得てどんな説明をしているのか、よく分からないというのが多くの出席者の意見なんです。

ただ、私はこれ、このことだけは、政府が開くよりも共同通信にやっていただいて地方新聞連合を共催の仲間に入れて、一番いいのは、要は賛成派、反対派のパネラーをちゃんと置いて、そしてやっていること。それから、出席者については手を挙げてもらって多様な発言をちゃんと得るとい話になっていますから、この部分だけは私は悪くないというふうに思っているんですよ。

ところで、やっぱり何ぼ何でも岩本副大臣、もうそういう話じゃないんですよ。情報で何をえましたか。例えば国民皆保険制度については、これは手を付けないんだというふうにアメリカは言っていますから、いや、手を付けないんです、こう言っている。手を付けないと言っているも、内容的には医療機械や医薬品について様々な要求が来ているわけじゃないですか、様々なパブリックコメントもあるわけじゃないですか。とすると、そういう医薬品や医療機器について手を加えれば、ないしは規制緩和を求めれば、間違いなくこの我が国の大事な国民皆保険制度に何らかの影響を与えるわけでしょう。そういうことについてきちっと説明できない限りは駄目なんですよ。大臣ね、大臣まだ一度もお行きになっておられないかもしれませんが、それから副大臣もおいでにならないというふうに思うんですけれども、どうも今の進め方は全く納得がいかない、こんなふうに思います。

ところで、鹿野大臣は、私が年末にこの委員会で質疑をさせてもらったときに、鹿野大臣もう明確に、山田さん、交渉に入ったわけじゃないんですよと、あくまで情報を得るために協議に入ったんですよというふうにおっしゃっておられたんですが、今のこの状況の中においても考えはお変わりになりませんか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今日の段階は、過般来、私も委員会、その他の、予算委員会でも申し上げてきましたけれども、交渉参加を前提としたものではないと、こう

いう認識でございます。その考え方には変わりございません。

○山田俊男君

そうしますと、大臣、野田総理が四月ないし五月に訪米されますね。そして、さらにはシカゴでサミットがある、G8ですか、サミットがあるということもあります。その場でそれぞれ首脳会談があるわけです。オバマ大統領から、どうだ、日本、入ってくれと言われたときに、もうぐずぐずと妥協されるという可能性はないんですか。お聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

野田総理がいつの時点でアメリカに、訪米するかどうかということは私も承知いたしておりません。そういう中で、自主的に、先生御承知のとおり、アメリカとの話の中におきましても、アメリカはパブコメを掛けて、そしてそれを受けて今分析をして、そしてそういう中で分析をしたものを今度どういうふうに関国に対して求めるかというふうなことを言うてくると、こういうふうに関どもは承知をいたしておるわけでありますから、そういう段階がいつの時点かまだ定かでもございません。ましてや、野田総理自身がいつ行かれるかということも私自身も承知をいたしてないわけでありますので、今の段階でこの訪米の際に云々ということについては、私としては言及する段階ではない、こういうふうな思っております。

○山田俊男君

そうしますと、事態がそういう形で分析も進んで、そしてアメリカ側から何らかの形で参加について打診があると、ないしは日本側が参加について考えてもいいという状況が来るか、ないしは場合によつたらもう参加できないという判断もあり得るかもしれないわけですがけれども、大臣、いつ何どきどういう形で決断するのかということを知りたいんです。

私、心配しているのは、ぐずぐずと行っちゃって、そしてもっと言うと、一昨年十一月に、包括的な経済連携協定方針、これを決めておりますと。さらに、昨年十一月に、APECの総会に臨むに当たって総理は記者会見をされておりますと。その中で、今、岩本副大臣からも御説明のありました協議の上という話がされたわけでありますが、そこでそれぞれやっているから後は決定の必要ないんだと。しかし、言うなれば事態は進んでいるわけでしょう。大臣がおっしゃいますとおりと、協議しているけれども、参加についてはもちろんしていないわけです。と

すると、総理が参加するのか参加しないのかといったときに、判断するとき、ないしはおっしゃるときに、しかるべく閣僚会議、関係閣僚会議があるというふうに見ていいんですね。

○国務大臣（鹿野道彦君）

政府といたしまして、今先生言われたとおりに、昨年十二月でございますけれども、いわゆるTPP交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合というものが設置されました。ゆえに、このTPPについての今後の意思を決めるというふうな場合は、この関係閣僚の会合というふうな下での必要な手続を経て政府としての考え方を示していくものと、こういう認識に立って私はおるところでございます。

○山田俊男君

そうすると、もう一回確かめますけれども、大臣の姿勢ははっきり分かった。ところが、関係閣僚会議の他のメンバーも含めて、とりわけ総理の意向が強くなるかというふうに思いますけれども、関係閣僚会議は必要ないんだと、昨年決定しているから、方針を。何度も言うようですが、十一月にAPECに臨むに当たっての一定の方針を決定しているから、後はその閣僚会議必要ないんだというふうな話には絶対なりませんね。

○国務大臣（鹿野道彦君）

関係閣僚会合はもう必要ないんだというふうな私自身は認識に立っておりません。ましてや今、情報を把握するべく協議を行っているわけでありますから、その考え方というものがまだ示されていないところも多々あるわけでございますので、ましてや市場アクセスのことだけではなく、二十一の分野にまたがってのことでございますから、相当幅広いことに対してどういうふうなことを我が国に求めるかということにもなるわけでありますので、そういう中で情報を開示して、そして国民の間においても議論をしてもらって決めていくということでありますから。今申し上げましたけれども、この関係閣僚会合におけるところの議論というふうなものがやはり経緯として当然それをなされていくものと思っておるわけであります。

○山田俊男君

そうしますと、そういう状況が至ったときには、大臣は必ず関係閣僚

会議をちゃんと開けというふうにしっかりおっしゃっていただくということでもいいんですね。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今、山田委員がどういうふうなことから申されたか分かりませんが、いわゆる交渉参加に向けての今協議を行っている中で、交渉参加するかしないかというふうな判断をする場合は、関係閣僚会合というふうなものにおける議論というふうなものが不可欠であるというふうなことを求めていくんですねというふうな質問でしょうか。

○山田俊男君

そうです。

○国務大臣（鹿野道彦君）

はい。そういう基本的な考え方を私は認識として持つておるところでございます。

○山田俊男君

分かりました。大変心強い、しっかり御発言いただいたというふうに思っていますから、大臣のその姿勢に私は大賛成です。ところで、どうしても関係閣僚会議の決定が非常に中途半端なものであったり、大臣の意向にそぐわないものであったり、このときは、大臣、どんな御判断されるんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今、失礼しました、私、笑ってという意味ではないんですけれども、非常に真剣なんですけれども、昨年も同じような、同趣旨の質問もいただいたわけでございまして、同じ答弁になるわけなんですけれども、まだ具体的に交渉参加に向けて協議を行っている段階でありますから、今の時点で私がその予見を持ってどうこうというふうなところに至ってないと思っておりますので、そういうところの説明きり、私としては今の段階は申し上げることはできないものと思っております。

○山田俊男君

総理の次に副総理が誕生しましたので、まあ、そうはいいまして鹿野大臣はナンバースリーの立場においでになるわけですから、どうぞそ

の決意をもって関係閣僚会議できちっと大臣の思いを伝えていくということをやってもらいたいと、こんなふうに切にお願いするところであり
ます。

さて、自由民主党が、今日の資料にも出しておりますけれども、ニュースを出しております。その中身、御覧になったというふうに思いますが、明確に政府が聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加に反対すると、この姿勢でいるわけであります。もちろん、農業だけの問題がTPPではありませんので、その他についての項目も書いておりますけれども、ここの一番の聖域なき関税撤廃、これは農産物のことを言っているのは間違いないわけであります。大臣、自民党のこうした姿勢は大臣の大きな支え、しりを押す動きに私はなるというふうに思うんですが、大臣のこれ御覧になった上での感想をお聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今、こうやって改めて見せていただきました。私どもも、聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加には反対するという自民党としての基本的な考え方をお示しになられたというふうなことは承知をしておったところでございます。

そういう中で、いわゆる協議に先立って判断基準を設けるというような趣旨でお決めになったと思っておりますけれども、我が政府といたしましては、協議に先立って判断基準を設けることでなしに、情報をしっかりと把握をして、そして何を求められているかということの中を、考え方を国民の人にお示しをしながら議論を得ていただいて、そして判断をしていくということでありますから、私どもとしては、去年の十一月、野田総理が交渉参加に向けて協議に入りますというふうなことの考え方に立って以来、この基本的な交渉参加に対する判断というふうなもののやり方につきましては、何らその後におきましても変わっていないというふうなことでございます。

○山田俊男君

大臣、そうすると、結局は協議の場が大事ですし、さらにまた、どういう情報をちゃんと、どういう情報を外務省が把握して、その上で、もちろん農水省もそうですし、経済産業省もそうだというふうに思いますけれど、どういう情報を把握して、そして国民的な議論を進めていくんだということについて、ちゃんと丁寧にやっていかなきゃいかぬということがあるんだと思うんですね。それでいいですね。

○国務大臣（鹿野道彦君）

はい、非常に大事なことだと思っております。それだけに、私もいろんな機会を通してできるだけ、外交案件ですから全て何でもかんでもというわけにいかないときもあるかもしれませんが、できる限り、重ねて申し上げますけれども、非常に広い分野におけるところの交渉の内容というふうなことになっているものと思っておりますから、その中身について何を求めるかについては、できるだけやはり国民の人にも示していくべきじゃないかと、こういうふうなことを、私は基本的に考えておることは今も変わりません。

○山田俊男君

その決意でちゃんと具体的な運営についてもどうぞ関与していただきたい、こんなふうに思います。

さて、次に、放射性物質に関する新しい基準値、先ほども徳永先生からも話がありましたが、このことについて、どうも厚生労働省の、放射線審議会の各委員から、今何でこれだけ厳しい基準を定める必要があるんだという声ですね、どんどん出ていたんです。私は議事録全部読まさせていただきましたが、随所で何回にもわたって厚生労働省の担当者が発言しているのは、なぜこんな厳しい基準を決めるんだというふうになったときに、これは平常時なのか、それとも現に原発の事故があったときの数字なのかということも含めて質問があり、それに対して、いや、平常時の数値ですと。驚きですよ。今、事実、こういうことが起きているときに何が平常時かというふうに言いたくなるぐらいです。

ただ、安全、安心にやっぱり気を付けなきゃいかぬ、国民の要求に要望にきちっとこたえなきゃいかぬという点については私もそれは賛成であるし、そのとおりだと。でありますけど、それにしても、実態にきちっと沿わないような数字で規制値が出されて、苦勞するのは、これは放射線審議会の委員も会長さんも明確に申し上げているんですけど、苦勞するのは現場の生産者であったり流通業者であったりしているわけであります。

その場合に何言われているかといったら、厚生労働省からは、農林水産省に聞いたら、農林水産省は数値はずっと低くなっていますし、影響ありませんということをおっしゃいますと。みんな、農林省へ、ぼおんと背中へ寄せられているんですよ。今日は、私は当委員会に厚生労働省を呼ばなかったのはそういうことでもあります。どうぞ、農林省の責任が物すごく重くなっている。

具体的に、例えば百ベクレルになりましたが、しかし、六か月の猶予を置いてありますなんということを小宮山大臣はどうとうとおっしゃるわけだ。六か月の猶予を置いておいたって、この六か月、四月から十月までの間に、例えば米について百ベクレル以下のものが出たら、それは風評被害、間違いなく起こりますね。そして、百ベクレル以下のものが多く流通するという可能性が全くないわけではないわけです。

農林水産省は元々、五百と百の間の米やその他のものについて、これは緊急買入れも含めてそれぞれ対策を講じておられるわけですがけれども、それ以外に、除染をどうするか、それからさらには、言うなれば放射線を吸収しないしは抑制する対策をどうするか、さらには検査の体制をどうするか、それから出荷に当たっての注意、さらにはこの百を下回って風評被害が出たものに対する対策、そうでしょう、それをみんな農林水産省が背負わなきゃいかぬことになるんですよ。この点についてどんなふうに受け止めておられますか、お聞きします。

○大臣政務官（森本哲生君）

委員おっしゃられるように、厚生労働省の新しい基準が決まった以上、これについては我々がしっかりそこに従っていくということが基準だと思っております。ただ、今のお話の中で、私どもが、農林水産省が大丈夫だというようなことについては、やはりこのところは少し認識が厚生労働省と我々とは違う部分がございます、例えば夏以降百ベクレルを超える野菜はほとんど出しておらないということとか、その百ベクレル以上のところが単発的には出るにしろ全体的には収まっておるとか、そうした資料を基に厚生労働省が判断されたんだというふうに思っております、私どもとしてはこの基準というものは非常に厳しいということで受け止めさせていただいておりますので、万全の体制を農林水産省としては取っていかないと、やっぱり風評被害、そして消費者の皆さんに信頼されない、そういう認識をしておりますので、ただ、ここの解釈をどうされたのかという問題は私自身も想像するところでございますので、私の見解としてはそのように申させていただきます。

○山田俊男君

牧草とか、それから稲わら、それから最近多いのは干しシイタケ、こうした出やすいものについてちゃんと対策を取っていかないと大きな影響を与えるというふうに思いますし、それから、何度も言うようですが、百を下回ったものについても必ず風評被害が生ずるんですよ。だから、

風評被害が生じたものに対する対策をどうするかということを考えていかなければならないわけで、最終的には損害賠償をきちっとやると。そうすると、損害賠償のところへ持っていったら、いや、こっちの風評被害は出荷制限もされていないし対象じゃありませんみたいな話になったり、県がどうも離れていますから対象じゃありませんみたいな話をしていたのでは絶対救われたいというふうに思います。どうぞ、この新基準値と、それとそれぞれ間における諸対策、そしてもう一つは損害賠償の仕組みをきちっと連動させてもらいたい、その役割をどうぞ農産物等については農林大臣始めとして皆さんにやっていただきたい、これをお願いします。

○大臣政務官（森本哲生君）

山田委員、ありがとうございます。これはもうごもっともなことでございますので、ここのところはもう認識を一にしておりますので、しっかりここのところは頑張ってまいります。

○山田俊男君

資料の四ページ目をちょっと御覧になっていただきますが、改めてこうして見てみますと、我が国の農業がいかに低迷しているかということがよく分かります。農業生産額も十三兆七千億あったのが九兆五千億に下がってしまっているわけですね。それからさらには、農業純生産、農業所得として見ていいのかというふうに思いますけれども、これももう半分に減っちゃっているわけです。だから、農業者が、農業生産の現場がいかに苦勞しているかということのをこれで見取ることができるわけです。さて、その対策として、みんなそれぞれ関係者は苦勞しているわけですが、戸別所得補償についてちょっと触れさせていただきたいというふうに思いますけれども、二十三年産の米価変動についてはまだ分からないわけです。しかし、そこに必要な予算については二百九十四億円、これは変動支払にかかわるものとして準備されたというのは承知しています。

さて、二十四年産米、これから出てくる二十四年産米についての変動支払についての対策は取られていないわけです、一切取られていないわけです。そうですよね、二十五年の予算に手を打たなきゃいかぬわけですから、その対策がなされていないわけでありましてけれど。一体、二十四年産米価が下がっていたときに二十五年できちっとした予算が準備できるんでしょうね、これ確認しておきます。

○副大臣（岩本司君）

山田先生にお答えいたします。二十四年産に係る米価変動補填交付金は、二十五年度予算で措置することになるものであります。このため、二十四年度予算のPR版では、二十四年産も二十三年産と同じ仕組みで実施することを明記しているところであり、金額記載してありませんけれども、二十五年度予算の金額につきましては今後概算要求までに検討することになりますけれども、米の価格動向等を見極めながら必要な予算額を確保してまいる考えであります。

○山田俊男君

概算要求までに二十四年産の価格の動向を見ながら対策を講ずるという趣旨はよく分かりました。ありがとうございます。さて、大臣、御就任なされてからもう二期、大臣継続して実施されたわけですが、二十二年産米の秋以降、本当に困っていたんですよ、値段が下がっちゃって。そして、もちろん変動支払の対象になったわけですよ。しかし、あれだけ米価が下がっちゃって、何だ、国から補填してもらえから米価下げてもいいんだらうという形での取引がなされたんじゃないかというのはみんな思っているんですよ。やはり変動支払の在り方が大変私は問題だというふうに思います。

大臣に就任された後、大臣がおやりになったのは、二十二年産米、過剰が市場に出回っているという中で、二十二年産米について大臣に手を打ってもらったんです。政府買入れ十万吨と、あと十七万吨の、言わば集荷円滑化対策で隔離していた部分の米を十七万吨に、処理いただいた。そのことによって二十三年産のスタートが始まる時にそれなりの適切な通常在庫のレベルに落とすことができたから、もちろん福島のこともありましたけど二十三年産の米価がかくのごとく水準を保って、それで変動支払の対象にならなくて済んだんですよ。

大臣、変動支払で千五百億や千三百億の金を準備するよりも、そうした大臣がおやりになったあのかのときの豊作分の過剰対策になったり、それから過剰出回りの部分の対策をやっていたことが効果あったんですよ。私は、大臣、ちゃんと、米価下がったって構わないという姿勢じゃなくて、きちっといかに需給調整に役割を果たすかということを考えていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

一つの基本的な考え方を今山田委員から申されたわけでありまして

れども、この変動部分についてどう対処するかということにつきましては、いわゆる二十二年産の価格そのものが随分低くなったというふうなことについては前の年のいろんな問題等もかかわってきているわけでありまして、今後、この戸別所得補償制度というふうなものを継続してもらいたいという非常に強い要請、要望というふうなものを農業者なりあるいは各自治体の人たちのことを思いますと、三党においてこの戸別所得補償についてもいろいろと御検討していただいて、そして法制化につながっていけば大変安定した、いわゆる農業者にとっても経営にもつながるんじゃないかなと、こんなふうに思っておりますので、そういうことも含めていろいろと三党の間で御協議をしていただければと、こんな思いは持っているところでございます。

○山田俊男君

三党協議の経緯については大臣よく御存じだというふうに思いますけれど、自民党も公明党もちゃんとやりましょうということで動いて、かなり早い段階に回答を求めるという動きをしていたにもかかわらず、皆さんの方がなかなか動きが付かなかったということがあるということだけちゃんと頭に入れておいていただきたいというふうに思います。三党協議が必要だというんだったら、ちゃんとやりましょう。そして、一つ一つ、何が大事かということ議論させてもらおうじゃないですか。

さて、人・農地プランを進めておられるんですよ。ところで、本日の資料を、出しました資料の二ページ御覧になってください。この資料の右側の方だけ、右の色が付いている方だけ見てもらえればいいんですが、これは水田・畑作経営所得安定対策、これは戸別所得補償が入る前の、自民党が与党のときにつくっていた仕組みであります。その際も、認定農業者プラス集落営農組織としていかに農地の利用集積をするか、それから地域に担い手をつくり上げるかということで、そして制度の対象にしていくかということで全力を挙げたんです。その際、出てきているカバー率、平成二十二年でありますけれども、認定農業者と集落営農組織でカバーしている割合が全国で三一・五%もあるんです。多い方と言うと、北海道なんかは八六%こうしてカバーしている。さらに、ずっと見ていまして、山形や秋田も大変高い割合です。それから、新潟、富山なんか高い割合。さらには、佐賀県、六七%。要は、こういう形の農地の利用集積や担い手づくりについて、大変な努力をしてきていたんです。これを評価しないで、新しく人・農地プランだと言って、そして、さらにまた、育ててきた認定農業者の仕組みについて、どうも聞くところ

ろによって伝わってくるんですけども、認定農業者制度を見直すと。大変、これまで努力してつくってきた皆さん、もう頑張れ、頑張れとやってきたのに、突然に認定農業者制度も、やめると言っていないのかもしれませんが、見直すとか、それも二十ないし三十ヘクタールの新しい大規模な経営体をつくり上げるためのステップにしていくんだと、みたいなような話で人・農地プランが進むということであれば、もう混乱するだけです、地方は。この点について、どんな問題意識をお持ちですかね、お聞きします。

○副大臣（岩本司君）

今日の農業をめぐる状況を見ますと、高齢化、また後継者不足、耕作放棄地の増加などで、五年後、十年後の展望が描けない集落、地域が多数存在しているところでございます。こういった集落、地域の人と農地の問題をセットで解決していくことが極めて重要であり、このため、平成二十四年度から、集落、地域の関係者が話し合いを行って、今後の中心となる経営体、これは個人、法人、集落営農、これはもうどこか、そこへどうやって農地を集めるかといったことを明確にした人・農地プランを作成していただいて、これをベースにして新規就農対策や農地集積対策を進めることとしているところであります。これまでに、集落地域の話し合いによって集落営農の組織化を始め、地域の中心となる経営体を決めていただき、その地域であれば今回の人・農地プランの作成に当たってのこの手続は極力簡素化をしていく考えであります。

○山田俊男君

どうぞ、簡素化と言ったらいいか、それとも柔軟性を持って地域の実態を踏まえて対処していただくということだと思いますので、その点、こういう取組、汗かいてきた現場の実態があるんだということをよく頭に入れてもらって、そして進めてもらいたい、こんなふうをお願いするところであります。さて、米の先物取引のことについてちょっと触れたいわけであります。今日の新聞にも出ておりましたが、どうも東穀は経営破綻しかねないという状況の中で、米も含めて農産品の全てをほかの取引所に移管するというふうに社長が記者会見したように聞いておりますけれども、大臣、これはもう試験上場しましたよね。試験上場しまして、この一年間、ともかく、もう取引の実績が十分に出てこなくて、そしてもうここへ来てどうも解散だと、みたいなような話になったら、大臣、もう試験上場の認可、認可されたというのは、認可という行為がな

くて、向こうが手を挙げたら駄目だと言わない限り進めることになった仕組みで進んだわけでありますけれども、もうこれはあれじゃないですか、もう今度はやめようというふうに言わなきゃいかんのではないですか。いかがですか。

○大臣政務官（森本哲生君）

この件につきましては、まだ七か月というようなことで、試験上場というような形でやってまいっておりますので、社長のコメントもありますが、このところは私どもが今コメントをすることは差し控えさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。（発言する者あり）

○山田俊男君

野村先生からしっかり応援してもらっていますが、そのとおりでありまして、私の今日提出した資料の三ページ、もうこれ事業をやっている、取引やっていると実態じゃないじゃないですか。これは、先物の一日当たり取扱高ですよ、上の方は、これは東穀の。だって、形になっていませんよ、目標に比べて圧倒的に低くて。ましてや、関西商品取引所なんかの場合は、社長さんか理事長さんの会社がもう自己取引しているみたいな話でしか、形になっていないんですよ。だから、もう駄目ですよ。ましてや、その下にあります、これは東穀の米先物価格の推移だけ見ていますが、これはもう全然形になっていない。ましてや、東穀は苦し紛れだったのかどうか分かりませんが、私もよく分からないんですよ。米の先物市場に連動するeワラント、eワラント、意味分からないんですが、金融商品だそうです。これを、誕生するので、米先物市場と連動型の金融商品が誕生すると。だから、新たな形で米先物市場が注目される、金融商品を介して米先物市場へ流動性の供給が期待できる、市場の活性化につながることを期待していますと書いてあるんだ。これ、eワラントを出している会社が言っている話じゃ、宣伝文句じゃないんですよ。東穀の広報がこういう形で、他の金融商品が入ってくるからいやいや活性化するんだなんということを言っているんですよ。

こんな世界に大事な主食の米を持っていけますか。だから、これはもう直ちに私は廃止すべきだというふうにおっしゃるべきだと思いますが、いかがですか。

○大臣政務官（森本哲生君）

確かに委員御指摘のように、この件については低調で推移をしておるということは事実でございます。今、現段階では存続、解散、市場移管など、その在り方、何らかの検討を出したわけでもございませんで、幾つかの選択肢で社長は申されておりますので、そのことをいましてお待ちいただきたいと思います。

○山田俊男君

申請したのは東穀ですね、そうですね。その東穀が仕事ができなくなったからといって、ましてや、しっかりやっているなら別だけれども、内容的に米の流通にやっぱり合わなかったのかもしれない。

それで、東穀がやめちゃうから、今やっている試験上場、認可もらいながらやっているそれを、要はほかの業態にやらせませうみたいな話は、これは要件にもとると思うんですよ。だから、これしっかり検討いただいて、対策を取ってもらいたい。もう米ができています。米始まります。出ます。場合によったら、先物取引で価格安定しようかなと思う人、場合によたらいるかも、おいでになるかしらぬ。しかし、ましてや一回、このまま、このままずると、取引に上場だというふうにやるときにもうやめられなくなっちゃいますよ。だって、何月限月なのか、出来秋まで待っていなきゃいかぬかしらぬということになるわけですから、早急にやはり対策を講じてもらいたいと、こんなふうをお願いしておきます。

続いて、酪農の対策について申し上げたいというふうに思いますが、本日の畜審で若干の引上げということで大臣の諮問が出たと承知しておりますので、限度数量につきましては若干減ったようでもありますけれども、しかし価格についてはきちっとそれなりの対策をお取りになったということで、私は評価したいというふうに思うところであります。申し上げますと、実は私は物すごいびっくりしたんですが、北海道の酪農経営というのは、都府県に住んでいる、何と申しますか、若い青年男女の憧れの的。だから、北海道で酪農をやっておられる人の中で多くの人に出会いました。いや、自分は浅草の出身なんだとか、それから岐阜県の出身なんだとか言いながら、若いときにここへ来て、そして酪農の農家に魅入られて、そして酪農を継いだ、この大自然の中でこの仕事できていて本当に良かった、こうおっしゃっておられるわけ。で、それなりに時代が進む中で、規模も拡大しながらやっておられる。ところが、もはや規模を拡大すれば拡大がさんざん迫られて、ヨーロッパの規模よ

りも大きい経営体ができる。また、大きい経営体をつくらなかったら採算が取れないという中でのもう競争をあおってきたかもしれないわけです。

大変びっくりしているのは、そういう憧れの的であった畜産経営、酪農経営。北海道でも実は外国人研修・技能実習生が大変増えているわけでありまして。外国人の研修や技能実習生の数は、この十年で五倍に増えてます。平成十二年は千九百八十八人程度だった。ところが、平成二十一年の数字を見てみますと、十年後の平成二十一年は九千三百七十三人、もう十年で五倍に増えてます。そして、その酪農家が研修生なしにはもう成り立っていかないというふうに言っているんですよ。一体、何かおかしいと思いません、お聞きします。もちろん外国人の研修や実習生がいかぬということを行っているわけじゃありませんよ。だけれど、こういう形でしりをたたいてあおって、効率化をあおって、食べていけない経営をつくっていたんじゃないかと、本当にこの日本、そしてそれも北海道ですよ、北海道でそういう実態になっているということをごんごんお考えになりますか。お聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

非常に、今、山田委員からの御指摘のとおり、厳しい状況の中で酪農家の人たちが取り組んでいただいているというふうなことは私も承知をさせていただいております。そういうふうな意味で、今回、審議会の方に諮問をさせていただいたというふうなことも、やっぱり全国の酪農家の所得確保というふうなものをどうやって図っていくかというふうなところに一つの起点を置かせていただいたというふうなことでございます。

そういうふうなことから、私どもといたしましても、今後の取組というふうなものは、審議会での結論というふうなものを踏まえて、単価等々あるいは限度数量について決定をするということになるわけでありましてけれども、いわゆる経営の安定というふうなことの実態状況というものをこれからも検証していくとともに、生産現場の意見というふうなものも十分踏まえながら取り組んでいかなきゃならない課題であるものと、こういう認識に立っているところでございます。

○山田俊男君

最後の、資料の五ページに、北海道、都府県の酪農の経営状況を記しておりますが、農業所得、所得部分は平成二十二年で九百万円です。と

ところで、この九百万円ですが、働いている専業従事者、専従者、二・四一人です。一人あたりに割り算しますと、これは三百七十万円。一生懸命働いて、それで搾乳の頭数は六十七頭、だから大規模経営です。これに未搾乳という、いわゆる育成の牛も含めて考えれば百頭を超えていると思うんです。こういう経営をやっておられて、そして農業所得は一人当たりで換算すると三百七十万円ですよ、平均で。これじゃやっぱりちゃんと経営やっているというふうに言えるかどうかということです。

これは北海道だけの数字じゃないものですから、全国で見ざるを得ないんですが、産業別に未婚率、結婚されていない率というのを見てみると、農業就業者の男性の未婚率は他の産業よりも圧倒的に高いです。そして、三十歳や三十四歳の区間で二人に一人が結婚していません。その上の三十五歳から三十九歳では三人に一人が結婚していません。そして、四十歳以上でも四人のうち一人が結婚していないんです。要は、こんなことでいいですかね。ここの部分について、やはりちゃんと生活できる、一人前の所得が実現できるという経営体にしてやらなきゃいかぬですよ。それが、規模拡大かっていったら、規模拡大目いっぱいやっていますよ。

とすると、今の酪農経営に対する政策手段がこれでいいかということを考えなきゃいかぬ、場合によったらね。そういうことも含めて、どうぞ大臣、この国の農業、基本的なことは忘れないでおいて、そして元気になるように、そのために必要な手だてを講じていこうじゃないですか。そのために必要な、三党協議が必要だったら、幾らでも三党協議やろうじゃないですか。

以上で終わります。ありがとうございました。